

徳島県企業管理規程第九号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十月三十一日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」を加える。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県企業局企業職員給与規程の規定は、令和五年九月一日から適用する。